

利用者負担額について

利用児の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層	区分(税額)	保育必要量の認定区分	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護を受給される世帯 里親である世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む。)	0円	0円
3	市町村民税 所得割課税額48,600円未満	19,500円 (9,000円)	19,300円 (9,000円)
4	市町村民税 所得割課税額97,000円未満	30,000円 (9,000円)	29,600円 (9,000円)
	市町村民税 所得割課税額57,700円未満(77,101円未満) 市町村民税 所得割課税額57,701円以上(77,101円以上)	30,000円	29,600円
5	市町村民税 所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
6	市町村民税 所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
7	市町村民税 所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
8	市町村民税 所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

○ 4～8月までは前年度の、9～3月までは当年度の課税情報から決定します。

○ ()内の金額となるのは下記の方です。

(1) 配偶者のない者で現に児童を扶養している者のいる世帯

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の交付を受け、施設入所されていない者のいる世帯

(3) 利用者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯

○ 利用者同一世帯に負担額算定基準子ども又は小学校第3年生までの子どもが複数人いる場合は、2人目に当たる利用者負担の額はこの表の半額、3人目以降に当たる利用者負担の額は0円です。

詳しくは、保健福祉課福祉係へお問い合わせください。

(電話：赤井川村健康支援センター 0135-35-2050)